

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 環境保全課	
許 認 可 等 名	特定施設の構造等の変更の許可	
根 拠 法 令	瀬戸内海環境保全特別措置法	
根 拠 条 項	第8条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5213)	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水基準を超過するおそれがないこと。 2 総量規制基準を超過するおそれがないこと。 3 当該申請により総量規制項目に係る汚濁負荷量が増加しても、徳島県の汚濁負荷量削減目標量の割当範囲内に収まること。 4 工程水の循環利用、処理水の再利用その他の節水対策を講ずることにより排出水量の減少に努めていること。 5 可能な限り高度な排水処理方法等を導入し、排出水の汚染状態の減少を図っていること。 6 汚水等の地下浸透がないこと。有害物質を含む水の地下浸透のおそれがないこと。 7 同法第5条第3項に基づく事前評価において、環境に悪影響を与えないこと。 8 同法第5条第5項に基づく関係府県知事及び関係市町村長の意見並びに同法第5条第6項に基づく利害関係者の意見において、問題(瀬戸内海の環境保全上著しい支障に係る意見)がないこと。
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 50日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)